

京都市告示第 387 号

京都市都市計画関係手数料条例の別表第 9 備考 2 の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準の審査をすることができる者について、次のように定め、告示します。

平成 24 年 12 月 28 日

京都市長 門 川 大 作

1 審査対象が、住宅の用途に供する部分のみである場合

住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関

2 1 に規定する場合以外の場合

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(2) 建築基準法第 77 条の 21 に規定する指定確認検査機関であり、かつ、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関である者

(都市計画局建築指導部建築審査課)